

平成30年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
医療福祉推進課	データを活用した地域分析等支援事業業務委託	県内市町を対象とした「見える化」システム等のデータを活用した地域分析等を支援するための集合研修およびアドバイザー派遣の業務委託	平成30年9月10日 ～ 平成31年3月15日	株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所	5,400,000	各市町担当者が地域包括ケア「見える化」システムや各種データを活用して地域分析等ができるよう効果的な企画提案を受けたうえで、事業内容を確定する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
障害福祉課	近江学園整備PPP/PFI手法導入可能性調査業務委託	滋賀県立近江学園整備PPP/PFI手法導入可能性調査業務	平成30年8月1日 ～ 平成31年3月31日	日本経営システム・みずほ総合研究所JV	7,985,520	契約の内容が価格以外の要素を重視するもので、企画提案内容に基づいて仕様を作成する方がより高い効果を期待できるため、公募型プロポーザルにより選定された相手方と契約するものであるため。	2	4